

様式第二号の十三 (第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月26日

香川県知事 殿

提出者

住 所 香川県丸亀市昭和町30番地

氏 名 今治造船株式会社 丸亀事業本部

丸亀工場長 田中勝則



電話番号 0877-25-5000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	今治造船株式会社 丸亀事業本部 西多度津事業部
事業場の所在地	香川県仲多度郡多度津町西港町1-1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	製造業
②事業の規模	資本金300億円
③従業員数	600人(従業員・協力会従業員含め)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1)産業廃棄物(廃塗料)の発生 2)廃棄物(廃塗料)をドラム缶に纏め、特管産廃保管場所へ移動 3)委託業者へ回収を依頼 4)委託業者が引き取り適正に処分

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理体制並びに組織図は以下の通り。

* 前年より変更なし

管理体制)

丸亀事業本部 産業廃棄物管理体制

2024年6月現在

丸亀事業本部の廃棄物管理は、統括管理責任者を人事総務G長とする。

人事総務G長は、廃棄物に関する関係行政機関への各種届出、報告及び窓口業務を行う。

管理責任者は、廃棄物排出元チーム長または、グループ長とし、それぞれの任務を次のとおり定める。

(1) 統括管理責任者

- ① 廃棄物の発生抑制、再資源化(再使用、リサイクル、熱回収)、適正処分の推進。
- ② 廃棄物の収集運搬及び処分を処理業者に委託する場合には、処理業者の適性な選択及び委託契約書の締結。
- ③ 廃棄物に関する各種統計資料の作成及び取りまとめ。
- ④ 廃棄物に関する各種情報の収集及び的確な情報の関係部門への提供

(2) 管理責任者

- ① 廃棄物の発生抑制、再資源化(再使用、リサイクル、熱回収)、適正処分の推進。
- ② 廃棄物の分別、保管の責任を持ち、常に職場環境の保全に努めるとともに、減量化、リサイクル等循環的な資源利用を図るよう部下の教育指導に努める。
- ③ 職場毎の環境推進委員は、常に正常な管理がなされているかどうかを把握し、異常がある場合は直ちに適正な処置をとる。

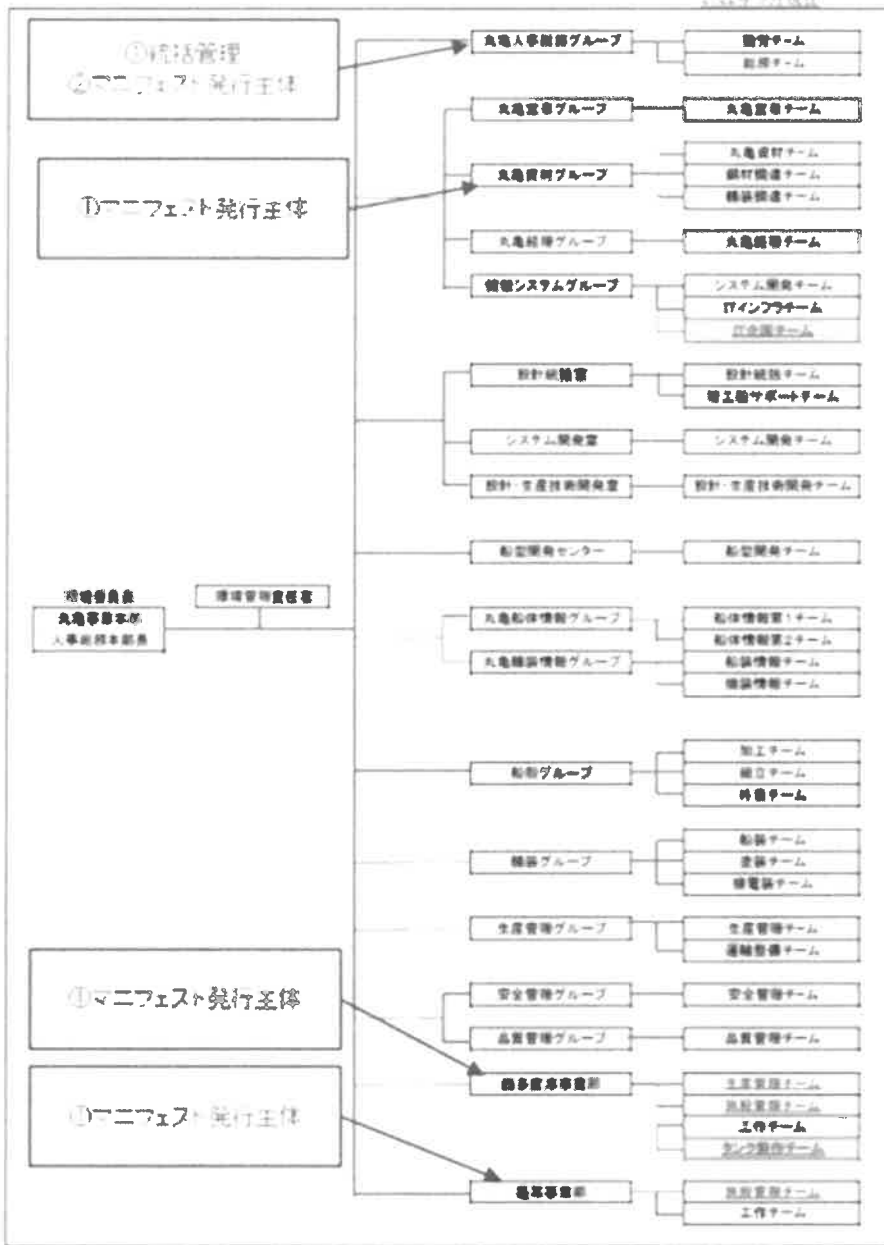
(3) 特別管理産業廃棄物管理責任者 (有資格者)

当事業部にて、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を行う。

- ① 特別管理産業廃棄物の排出状況の把握。
- ② 適正なPCB(ポリ塩化ビフェニール)の保管状況の確認等の特別管理産業廃棄物の管理。

組織図)

附表1 丸電事業本部 環境マネジメントシステム組織図



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	排出量	92.30t	t
	（これまでに実施した取組） ・塗料発注数の調整並びに適正化 ・塗装作業終了時に発生する残塗料の低減		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	排出量	90.00t	t
	(今後実施する予定の取組) ・上記記載の現状実施の取り組みを継続して行う。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状発生している特別管理産業廃棄物は引火性廃油（廃塗料）のみであり、所定の回収位置に保管し、分別も徹底されている。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の分別状況の維持に努める。		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】該当なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t

		(今後実施する予定の取組)
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項		
①現状	【前年度（令和 年度）実績】該当なし	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項		
①現状	【前年度（令和 年度）実績】該当なし	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
	【目標】	
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	

	自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	全処理委託量	92.30 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	92.30 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	全処理委託量	90.00 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	90.00 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		92.30 t
	(今後実施する予定の取組等) 2020年3月21日より今治造船株式会社 丸亀事業本部 西多度津事業部より排出される産業廃棄物について、全て電子マニフェストを使用するよう運用を変更した。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。